

廃止（休止）届は、**事前届出制**です！

介護保険法では「事業を廃止（休止）しようとするときは、廃止（休止）日の**1か月前**までに届け出なければならない。」とされています。（介護保険法第75条第2項他）

1. 下の表を参考に、必ず廃止（休止）日の**1か月前まで**に届け出てください（消印有効）。
2. 「届出日（本市が届出を受け付けた日（消印有効））」と「廃止（休止）日」との間が**1か月未満の場合は、受け付けることができません**ので御注意ください。
3. 届出様式は、本市のホームページからダウンロードしてください。
<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-2-0-0-0-0-0.html>
 トップページ＞ 暮らし・手続き＞ 福祉・介護＞ 高齢者・介護保険＞ 介護保険制度＞ 事業者入口＞ 事業者指定関係書類（ここから各サービスに分かれています。）
4. 廃止（休止）日は、**原則として月末**としてくださいますようお願いいたします。

（例）2019年5月31日まで事業を行い、同年6月1日をもって廃止（休止）する場合
 ・届出期限…………… 2019年4月30日
 ・届出書に記載する廃止（休止）年月日…………… 2019年5月31日
 ※廃止（休止）日当日は、事業運営期間に含まれます。

参 考

パターン		届出期限 (例)	廃止（休止）日 (例)
1	廃止（休止）日が月末の場合 → 届出期限は前月末	4/30	5/31
2	廃止（休止）日が月初めの場合 → 届出期限は前月の月初め	10/1	11/1
3	廃止（休止）日が月途中の場合 → 届出期限は前月の応当日	2/15	3/15
4	廃止（休止）日が月途中で、前月に応当日がない場合 → 届出期限は前月末	平年 2/28	平年 3/29・30
		閏年 2/29	閏年 3/30

